

# 告 示

## 埼玉県告示第百三十八号

令和三年二月五日に地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により専決処分した令和二年度埼玉県一般会計補正予算（第十三号）を、次のとおり公表する。

令和三年二月五日

埼玉県知事 大野 元裕

令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第13号）

令和2年度埼玉県一般会計の補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85,242,560千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,453,775,736千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		541,492,446	85,242,560	626,735,006
	2 国庫補助金	419,371,494	85,242,560	504,614,054
歳入合計		2,368,533,176	85,242,560	2,453,775,736

歳 出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		123,089,500	85,242,560	208,332,060
	1 商工業費	122,260,496	85,242,560	207,503,056
歳出合計		2,368,533,176	85,242,560	2,453,775,736